

# ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察 【申出状況及び懲戒処分事例】

---

令和5年8月  
防衛監察本部

# 特別防衛監察における申出状況

## 申出件数 1, 325 件の内訳

### 1 ハラスメントの種類別のハラスメント被害案件数（延べ数）

パワハラ	1, 115 件 (76.7%)
セクハラ	179 件 (12.3%)
マタハラ等	56 件 (3.9%)
その他の各種嫌がらせ	103 件 (7.1%)

注 1 個の案件が複数種別に該当している場合がある。  
「マタハラ等」は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント被害の案件数であり、「その他」はパワハラ、セクハラ、マタハラ等にのいずれにも該当しない嫌がらせ被害の案件数である。

### 2 ハラスメント被害が発生した機関別のハラスメント被害案件数

陸上自衛隊	771 件 (58.2%)
海上自衛隊	268 件 (20.2%)
航空自衛隊	185 件 (14.0%)
機関等	101 件 (7.6%)

### 3 申出者の身分別のハラスメント被害案件数

現職職員	1, 047 件 (79.0%)
予備自衛官・即応予備自衛官・予備自衛官補	87 件 (6.6%)
退職者	96 件 (7.2%)
その他・不明	95 件 (7.2%)

注 「その他」は、家族等による申出である。「不明」は確認が取れなかった者を含む。

## 申出のあった案件への対応

- 申出のあった案件については、防衛監察本部において、申出者本人への聴取調査を行った上で、各機関等において事実関係など、より詳細な調査が行われているところです。そのうち約 500 件については、各機関等から調査結果の報告があり、防衛監察本部において、その報告内容等を鋭意精査中です。
- 各機関等の調査及び防衛監察本部における精査については、有識者会議の提言も踏まえつつ、より一層の調査プロセスの迅速化に努めてまいります。
- この調査プロセスにおいて、懲戒処分が必要と判断された場合は、適正かつ迅速に対処していく所存です。なお、現時点において、8 件が懲戒処分済です。

# 特別防衛監察に関する懲戒処分事例

注記：公表資料から転載

連番	被処分者の所属等	事案の概要	処分年月日	処分量定
事例①	陸上自衛隊 第7後方支援連隊 准陸尉 52歳 男性	被処分者は、令和2年11月20日（金）、駐屯地において、部下隊員を指導する際、右足を足蹴りする暴行を加えた。	令和4年 10月14日 （金）	停職1月
事例②	陸上自衛隊 東部方面混成団 第117教育大隊 3等陸曹 36歳 男性	被処分者は、令和元年9月6日（金）、生活隊舎において、被教育者を指導する際、右足を1回足蹴りする暴行を加えた。	令和4年 12月20日 （火）	戒告
事例③	陸上自衛隊 陸上幕僚監部 1等陸佐 48歳 男性	被処分者は、令和3年3月頃から令和4年11月頃までの間、執務室において、複数名の部下隊員に対して暴言を伴う威圧的な言動で指導し、精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を悪化させた。	令和5年 2月28日 （火）	停職4日
事例④	陸上自衛隊 富士学校 1等陸佐 54歳 男性	被処分者は、令和2年7月頃から令和3年11月頃までの間、休暇申請手続を複数回にわたり怠った。 また、被処分者は、令和2年10月頃から令和4年6月頃までの間、執務室において、複数名の部下隊員に対して暴言を含む威圧的な言動で指導し、精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を悪化させた。	令和5年 3月7日 （火）	停職2日

# 特別防衛監察に関する懲戒処分事例

注記：公表資料から転載

連番	被処分者の所属等	事案の概要	処分年月日	処分量定
事例⑤	陸上自衛隊 中部方面総監部 1等陸佐 50歳代 男性	被処分者は、令和4年5月頃から同年11月頃までの間、駐屯地等において、複数名の部下隊員を指導する際、暴言を発して、精神的苦痛を与えると同時に、職場環境を悪化させた。また、被処分者は、同年9月8日（木）、駐屯地において、女性部下隊員に対して不適切な発言をし、不快にさせた。さらに、被処分者は、同年12月23日（金）、約2時間にわたり職務を怠った。	令和5年 7月28日 （金）	停職5日
事例⑥	陸上自衛隊 航空学校 1等陸佐 50歳代 男性	被処分者は、平成31年4月頃から令和3年8月頃までの間、複数名の部下隊員に対して暴言を伴う威圧的な言動で指導し、精神的苦痛を与えると同時に、職場環境を悪化させた。	令和5年 8月7日 （月）	減給1月1／ 15
事例⑦	海上自衛隊 横須賀潜水艦基地隊 幹部自衛官 50歳代	被処分者は、当時勤務していた部隊において、令和2年3月頃から令和4年6月頃までの間、部下隊員に対し、日常的に長時間に及ぶ威圧的な言動を伴う指導を行うとともに、人格を否定する発言を繰り返す等したほか、他の複数の部下隊員に対し、侮辱的な発言を繰り返す等して精神的苦痛を与え、職場環境を著しく悪化させたものである。	令和5年 1月17日 （火）	停職12月
事例⑧	海上自衛隊 第3術科学校 3等海佐 50歳代	被処分者は、令和4年10月から同年11月頃までの間、職場において、複数の部下隊員に対して威圧的な言動等を用いて指導を行い、職場環境を悪化させた。	令和5年 6月12日 （月）	停職20日